⑵　倫理法等違反事案の概要

令和７年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表３のとおりである。

表3　令和７年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、供応接待を受け、倫理監督官に届け出ず１万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食した事案（倫理規程第３条第１項第４号、第６号、第８条違反）	戒告 （１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人（行為時、他府省職員）が、利害関係がある２事業者が用意した自動車に同乗（合計約628km）して無償で役務の提供を受けたもの。 また、利害関係がある２事業者から供応接待を３回（それぞれ1,000円程度）受けたもの。 さらに、利害関係がある事業者との間で倫理監督官に届け出ずに自己の飲食費用として１万円を超える金額を負担し共に飲食したもの。
2	贈与等報告書を提出せず、利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第３条第１項第６号、第５条第１項違反）	減給３月 （1/10） （１人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、利害関係がある事業者から、飲食の供応接待（約5,000円）を受けたもの。 また、利害関係がない事業者から飲食の供応接待（合計約47,000円）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第５条第１項違反）	停職10月 （１人）	法務省の地方機関の職員１人が、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を４回（合計410,097円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、11件で合計11人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

・　贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第６条第１項違反）２件２人
・　利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）５件５人
・　利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号違反）１件１人
・　利害関係者から物品の贈与を受け、供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第６号違反）１件１人
・　利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた事案（倫理規程第３条第１項第３号違反）１件１人
・　利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号違反）１件１人

公　告

諸　事　項